

目 次

校歌	1
教育基本法	2
教育基本法（抄）	3
愛知県立高等学校学則	3
教育目標・校訓・スクールカラー・校章	4
本校の沿革	5
生徒心得	6
交通安全規約	8
生徒会会則	8
生徒議会運営細則	9
生徒会選挙管理規則	11
暴風（暴風雪）警報発令時の登下校について	11
特別警報発表時の登下校について	12
学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において警戒レベル4以上発令時の対応について	12
「南海トラフ地震に関する情報」の対応について	12
登下校時に大きな地震が起きた場合の対応について	12
保健室の利用について	13
相談室の利用について	13
校則変更の経緯について	14

愛知県立知立東高等学校 校歌

愛知県立知立東高等学校校歌

安藤靖彦 作詞
岡坂慶紀 作曲

安藤靖彦 作詞
岡坂慶紀 作曲

Moderato ($\text{♩} = 108$) *mp*

1 2 3 かさや キわま つたは ぱりの たのか そかみ のわど 名はり になかがう おれみ 一りて に

さ強さ やをえさ 一やーー とときと かとま ぜりな 一ははかけは つよつ たははびやは つきたるた

mf cresc.

ともをよび ともと 手をくんで あしおん たいへなじつ のるの ちれひかりを こ生めきも

るるす せいしゅ んのとーき はいま こ

1. 2. 3. *f* *mf*

そそたゆみなし ああわれらのわ
poco rit. *a tempo* *più f*

れらの ちりゅうひがしこおこお

知立東高等学校校歌	
作詞	岡坂 靖彦
一、	かぎりばた その名に鳴り さやさやと 風は吹きたつ 友をよび 友と手をくみ 明日への 力をこめる 青春の 時はいまこそ
二、	猿渡の 川は流れて 弧を描き 鳥は翔けるよ 友をよび 友と学んで 大いなる 歴史に生きる 青春の 時はいまこそ
三、	山はゆか 川は流れ さえやえと みどり碧海に 友をよび 学び舎は建つ 真実の 友と應えて 青春の 光をともす たゆみなし 時はいまこそ われらの 知立東高校

教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚すると

- ともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- (政治教育)
第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
- (宗教教育)
第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施すため、必要な法令が制定されなければならない。

平成18年12月22日に公布・施行されました。
表記は原文のままで。

学校教育法（抄）

第6章 高等学校

- 第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

平成20年4月1日に施行されました。
表記は原文のままで。

愛知県立高等学校学則 (昭和39年愛知県教育委員会規則第2号) (改正 令和3年3月30日)

- (学科及び入学定員)
第1条 各愛知県立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の学科及び入学定員は、別表のとおりとする。
- (修業年限)
第2条 高等学校の修業年限は、次のとおりとする。
- 全日制の課程 3年
 - 定時制の課程 3年以上
 - 専攻科 2年
- (学期)
第3条 学年を次の三学期に分ける。
- 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 前項の規定にかかわらず、校長は、愛知県教育委員会に届け出て、学年を次の二学期に分けることができる。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
 - 校長は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期と終期を変更することができる。

- (休業日)
第4条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は特別の必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 日曜日及び土曜日
 - 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
 - 春季休業日 3月21日から4月5日まで
- (2) 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行

わない日とすることができます。

(教育課程)

第5条 高等学校の教育課程については、高等学校学習指導要領及び愛知県教育委員会の示す基準により、校長が定める。

(入学手続)

第6条 高等学校に入学しようとする者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により入学願書を提出するときは、愛知県手数料条例(平成12年愛知県条例第20号)の定めるところにより、入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定を受検しない場合は、この限りでない。

3 入学の許可を受けた者は、愛知県立学校条例(昭和39年愛知県条例第25号)の定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第7条 入学の許可を受けた者で専攻科の生徒である者は、愛知県立学校条例の定めるところにより、授業料を納付しなければならない。

(退学及び転学)

第9条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を附して保護者連署のうえ、校長に願い出なければならない。

(休 学)

第11条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き3月以上欠席しようとするときは、保護者連署のうえ、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出がやむを得ないと認めるときは、1年内の期間を限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を必要とする疾患による場合は、この期間を2年まで延長することができる。

(卒業証書等)

第12条 校長は、高等学校の全日制の課程又は定時制の課程の全課程を修了したと認めた者には卒業証書(様式第3)を、高等学校の専攻科の全課程を修了したと認めた者には修了証書(様式第4)を授与するものとする。

2 校長は、必要があるときは、単位の修得証明書を与えることができる。

(表 彰)

第13条 校長は、他の模範となる生徒を表彰することができる。

(寄宿舎)

第14条 寄宿舎に関する事項は、校長が定める。

(学年及び入学資格等)

第15条 学年、入学資格、課程の修了及び卒業の認定、職員並びに懲戒に関する事項は、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び単位制高等学校教育規程(昭和63年文部省令第6号)の定めるところによる。

(委 任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

本校の教育目標

未来の要請に応え、知・徳・体の調和のとれた活力ある人間の育成を期す。この目標を達成するため、次にかかげる人間像の具現に努める。

- 1 努力を惜しまず たゆみなく学ぶ人間
- 2 礼節をわきまえ ゆたかな心をもつ人間
- 3 いのちを尊び たくましく生きる人間

校 訓

努力 一継続は力一

スクールカラー

ブルー

校 章



校章の三つの円は「かきつばた」の花弁であり、本校の教育目標である「知・徳・体」の調和をあらわし、その上に配した冠は活力をあらわしています。これは、愛知県立知立東高等学校の目指す「知・徳・体の調和のとれた活力ある人間の育成」を表現したものです。

「かきつばた」は愛知県の県花であり、知立市市章にも選定されています。

学校の沿革

昭和 61 年 4 月 1 日 開校 初代校長服部竹也着任
4 月 5 日 第 1 回入学式挙行 (6 学級)
11 月 5 日 開校記念式挙行

昭和 62 年 4 月 1 日 二代校長足立駿着任
4 月 6 日 第 2 回入学式挙行 (10 学級)

昭和 63 年 4 月 5 日 第 3 回入学式挙行 (12 学級)

平成元年 2 月 25 日 第 1 回卒業式挙行
4 月 5 日 第 4 回入学式挙行 (12 学級)

平成 2 年 3 月 1 日 第 2 回卒業式挙行
4 月 1 日 三代校長中根正美着任
4 月 5 日 第 5 回入学式挙行 (10 学級)

平成 3 年 3 月 1 日 第 3 回卒業式挙行
4 月 5 日 第 6 回入学式挙行 (9 学級)

平成 4 年 3 月 2 日 第 4 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 7 回入学式挙行 (9 学級)

平成 5 年 3 月 1 日 第 5 回卒業式挙行
4 月 1 日 四代校長石川卓平着任
4 月 6 日 第 8 回入学式挙行 (10 学級)

平成 6 年 3 月 1 日 第 6 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 9 回入学式挙行 (10 学級)

平成 7 年 3 月 1 日 第 7 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 10 回入学式挙行 (10 学級)

平成 8 年 3 月 1 日 第 8 回卒業式挙行

平成 8 年 4 月 6 日 第 11 回入学式挙行 (10 学級)
10 月 6 日 創立 10 周年記念式典

平成 9 年 3 月 1 日 第 9 回卒業式挙行
4 月 1 日 五代校長村田久芳着任
4 月 7 日 第 12 回入学式挙行 (10 学級)

平成 10 年 3 月 2 日 第 10 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 13 回入学式挙行 (10 学級)

平成 11 年 3 月 1 日 第 11 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 14 回入学式挙行 (10 学級)

平成 12 年 3 月 1 日 第 12 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 15 回入学式挙行 (9 学級)

平成 13 年 3 月 1 日 第 13 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 16 回入学式挙行 (9 学級)

平成 14 年 3 月 1 日 第 14 回卒業式挙行
4 月 1 日 六代校長橋倉政文着任
4 月 8 日 第 17 回入学式挙行 (9 学級)

平成 15 年 2 月 28 日 第 15 回卒業式挙行
4 月 7 日 第 18 回入学式挙行 (9 学級)

平成 16 年 3 月 1 日 第 16 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 19 回入学式挙行 (8 学級)

平成 17 年 3 月 1 日 第 17 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 20 回入学式挙行 (8 学級)
11 月 11 日 創立 20 周年記念式典

平成 18 年 3 月 1 日 第 18 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 21 回入学式挙行 (8 学級)

平成 19 年 3 月 1 日 第 19 回卒業式挙行
4 月 1 日 七代校長杉浦慶一郎着任
4 月 6 日 第 22 回入学式挙行 (8 学級)

平成 20 年 2 月 29 日 第 20 回卒業式挙行
4 月 7 日 第 23 回入学式挙行 (8 学級)

平成 21 年 2 月 27 日 第 21 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 24 回入学式挙行 (8 学級)

平成 22 年 3 月 1 日 第 22 回卒業式挙行
4 月 1 日 八代校長梅藤仁志着任
4 月 6 日 第 25 回入学式挙行 (9 学級)

平成 23 年 3 月 1 日 第 23 回卒業式挙行
4 月 6 日 第 26 回入学式挙行 (9 学級)

平成 24 年 3 月 1 日 第 24 回卒業式挙行
4 月 1 日 九代校長日比孝志着任

4月6日 第27回入学式挙行（9学級）
 平成25年3月1日 第25回卒業式挙行
 4月8日 第28回入学式挙行（10学級）
 平成26年2月28日 第26回卒業式挙行
 4月7日 第29回入学式挙行（10学級）
 平成27年2月27日 第27回卒業式挙行
 4月1日 十代校長城ヶ谷和広着任
 4月6日 第30回入学式挙行（9学級）
 10月29日 創立30周年記念式典
 平成28年3月1日 第28回卒業式挙行
 4月6日 第31回入学式挙行（9学級）
 平成29年3月1日 第29回卒業式挙行
 4月1日 十一代校長畔柳敏行着任
 4月6日 第32回入学式挙行（9学級）
 平成30年3月1日 第30回卒業式挙行
 4月6日 第33回入学式挙行（9学級）
 平成31年3月1日 第31回卒業式挙行
 4月8日 第34回入学式挙行（9学級）
 令和2年2月28日 第32回卒業式挙行
 4月1日 十二代校長川澄誠着任
 4月6日 第35回入学式挙行（9学級）
 令和3年3月2日 第33回卒業式挙行
 4月6日 第36回入学式挙行（9学級）
 令和4年3月1日 第34回卒業式挙行
 4月6日 第37回入学式挙行（9学級）
 令和5年3月3日 第35回卒業式挙行
 4月1日 十三代校長渡辺喜長着任
 4月6日 第38回入学式挙行（9学級）
 令和6年3月1日 第36回卒業式挙行
 4月8日 第39回入学式挙行（9学級）

生徒心得

日課表

6限授業	7限授業
着席完了 8：35	着席完了 8：35
S T 8：40～8：50	S T 8：40～8：50
1限 8：50～9：40	1限 8：50～9：40
2限 9：50～10：40	2限 9：50～10：40
3限 10：50～11：40	3限 10：50～11：40
4限 11：50～12：40	4限 11：50～12：40
昼	食
5限 13：20～14：10	5限 13：20～14：10
6限 14：20～15：10	6限 14：20～15：10
清掃 15：10～15：30	7限 15：20～16：10
S T 15：30～15：35	清掃 16：10～16：30
	S T 16：30～16：35
月曜日 7限 LT (30分実施時)	金曜日 7限総合 (30分実施時)
7限 15：20～15：50	7限 15：20～15：50
清掃 15：50～16：10	清掃 15：50～16：10
S T 16：10～16：15	S T 16：10～16：15

※総合・LTについては別途集中履修あり

登下校

- (1) 時間にゆとりをもった登校を心掛ける。
- (2) 交通道徳、道路交通法を守る。
- (3) 複数で行動し、明るく広い道を利用する。また、コンビニや110番の家を確認しておく。
- (4) 登下校時の服装及び部活動時の服装について
 - ・原則、制服での登下校とする。
 - ・1学期中間考査後から2学期中間考査前日までは学校指定の体操服での登下校を認める。
 - ・部活動後の下校に関しては年間を通して、部活動の服装（体操服・部活で揃えている服装）での下校を認める。
 - ・休日の校内での練習及び校外での練習試合、公式戦等は学校指定の体操服、部活動での服装での参加を認める。（顧問の指示に従うこと）
 - ・ネーム等の個人情報については各個人で注意する。

(5) 下校時間は 17:00
部活動については下記の表のとおりとする。

	授業6時限	授業7時限
	部活動終了時間	部活動終了時間
学年末考査終了日から 2学期中間考査発表前日	18時00分終了	18時30分終了
2学期中間考査終了日から 学年末考査発表前日	17時30分終了	18時00分終了

※完全下校時間は部活動終了 15 分後とする。

校内規律

- (1) 学校には学習に必要なもの以外は持ち込まない。
- (2) 制服を正しく着用する。
- (3) 体育時等教室を離れる場合は、現金・貴重品を個人ロッカーに入れ、鍵をかけて管理する。
- (4) 所持品を紛失・拾得した場合は、生徒指導部に届け出る。
- (5) 校内での集会及び掲示物は、事前に生徒指導部の許可を受ける。
- (6) 自動販売機で購入したものの容器は、所定の回収箱へ入れる。
- (7) スマートフォン・携帯電話等情報機器を校内に持ち込む場合は、電源を切ってかばんに入れておく。教員の指示がある場合は校内での使用を許可する。

校外規律

- (1) 無断外泊や遊技場への出入りは禁止する。
- (2) 午後 10 時以降の夜間外出はしない。
- (3) アルバイトは禁止する。ただし、家庭の経済的な事情による場合と就職内定者に限り認めることがある。
- (4) 四ない運動（免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわない）を遵守する。
- (5) 違法行為（飲酒、喫煙、万引き、薬物乱用、暴力行為など）をしない。
- (6) 公共の交通機関を利用する場合は、乗車・車中のマナーを心掛ける。

欠席、遅刻、早退

- (1) 欠席と遅刻は、原則保護者が学校に電話連絡する。電話連絡の場合は原則 8 時から 8 時 25 分までに連絡する。メールの場合は 8 時 30 分までに連絡する。以降は電話連絡する。
- (2) 遅刻した場合は、職員室で「入室許可証」の発行を受けてから教室に入室する。
- (3) 欠席、遅刻、早退、外出が事前に分かっている場合は、HP 上の諸届をプリントアウトし必要事項を記入の上、HR 担任に提出をする。
- (4) 早退したときは、帰宅後に原則保護者が学校に電話連絡する。
- (5) 忌引の日数は次の通り。
父母（5 日以内）、祖父母及び兄弟姉妹（3 日以内）、伯叔父母及び曾祖父母（1 日）、その他の同居家族（1 日）、父母年忌（1 日）
※遠方の場合は往復に要する日数を加えることができる。

その他

- (1) 交通事故、痴漢被害、不審者情報、盗難等は速やかに担任に報告する。
- (2) 自転車の危険運転、不注意遅刻、校内での携帯電話使用については、段階的指導を行う。
- (3) 学割の申請は HP 上の申請書をプリントアウトし必要事項を記入の上、10 日前までに HR 担任に提出する。

服装・頭髪など

- (1) 服装等
 - ・登下校を含めて本校規定の制服を着用する。（長袖のカッターシャツ、ブラウスは指定品ではない。）
 - ・制服については以下のものを標準とし、学校指定品を着用する。
冬服　上着、ズボンもしくはスカート、長袖カッターシャツもしくは長袖、ブラウス、ネクタイもしくはリボン（ネクタイ着用時はネクタイピン）、校章
 - 夏服　半袖シャツもしくは半袖ブラウス、夏ズボンもしくは夏スカート。半袖ブラウスにはネクタイ・リボンを着用してもよい。
 - 合服　長袖カッターシャツもしくは長袖、ブラウス、ズボンもしくはスカート、ネクタイもしくはリボン（ネクタイ着用時はネクタイピン）
 - ・靴は華美でないローファー又は運動靴とする。
 - ・カバンは、日常の学校生活に必要な教材等を入れるのに適しているスクールバッグ又は、スポーツバッグ（リュック型含む）等とし、華美なものは避ける。
 - ・ケガなどの理由で規定以外の服装を着用する場合は、本校 HP 上の異装届を HR 担任に提出して許可を得る。

- 制服の下に着用するインナー（肌着）は、無地で華美でないものとする。
 - ベルトは、単色の黒、紺又は茶とする。
スカート着用時にはベルトの着用は許可しない。
 - 靴下は、白、黒、紺、グレーの単色を基本とし、足首が隠れ膝下までの長さとする。ワンポイント、縁取り程度のラインは可とする。ルーズソックスは許可しない。ストッキングやレギンスに分類される薄い生地のものは許可しない。
 - 帽子は登下校時に華美でないものの使用を許可する。
- (2) 更衣
更衣期間は特に設定しない。
- (3) 頭髪・身なり
 - 清楚で清潔な頭髪に心掛ける。奇抜な髪形は認めない。
 - パーマ・脱色・染色・つけ毛など変形や加工をしない。整髪料は許可しない。
 - 化粧をする・アクセサリー等は許可しない。
- (4) 防寒具
着用期間については制限を設けない。ただし、卒業式等の式典、その他別途指示がある場合については、原則正装とし、別途指示する。イ・ウについては登下校時の着用とし昇降口で脱着する。
- ア セーター・ベスト・カーディガン
 - 無地の単色の黒・紺・茶・グレー・ベージュ・白とし、ネクタイ・リボンが見えるV型襟とする。
 - 袖や裾が適正の長さであり、制服の袖や裾から出ないもの。
- イ コート類
 - 制服の上に着る防寒着については、極端に派手なもの（スカジャンのような大きな刺繡やワッペンのあるものなど）は禁止とする。
- ウ マフラー・ネックウォーマー
 - 色が華美とならないものを基本とする。
- エ タイツ及びストッキング
 - 肌色ストッキング、黒タイツ及び黒ストッキングの着用を認める。ただし、単色無地に限る。
 - 黒タイツ及び黒ストッキングを着用する場合は、靴下を着用しなくてもよい。
- オ 膝掛け
 - 使用は授業や補習時のみとし、教室移動時の使用は認めない。
- (5) 証明書・届・願等の手続き
所定の用紙を利用して手続きするもの
成績証明書、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、休学願・復学願・転学願・退学願、自転車通学許可願、学生割引証交付願、設備・備品の使用願、諸届（異装届等）

自転車通学許可について

- 自転車通学許可（本校への乗り入れ）については自転車の整備（ブレーキ、ベル、ライト、ダブルロック）、ヘルメットの所持、雨合羽の所持、防犯登録、本校の許可証の貼付が条件となる。
- ロードバイク型等の前傾姿勢になる自転車は登校時は許可しない。

交通安全規約

- 自他の生命を尊重する精神をもって、積極的に交通安全を図る。
- 通学においては、歩行者や公共交通機関利用者を問わず、安全の確保とマナーの向上によく留意する。
- オートバイ、自動車等の免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわないの「四ない運動の趣旨をよく理解し、これを遵守する。
- 自転車に乗る時は、車輌の安全点検を励行する。道路の左側端を適正なスピードで一列で通行し、並列通行をしない。二人乗り、片手乗り、無灯火運転、傘さし運転を禁止する。
- ヘルメットの着用を強く推奨する。
- 次の点に特に注意し、事故防止に努める。
 - 交通信号、交通標識をよく守ること。
 - 狭い道路から飛び出さないこと。
 - 踏切（一旦停止）、横断歩道の通行、車輌の直前・直後の横断において、左右の安全確認を確実に行う。
 - 自転車運転中に携帯電話を使用したり、イヤホン等で音楽を聞くなどしない。

知立東高等学校生徒会会則

前 文

われらは知立東高等学校に青春を託し、自らの人間的成长を図ろうとしている。われらは絶えず自己を磨き汗を惜しまず、互いに知恵と力をあわせて知立東高等学校の伝統を創造したいと願う。そのために、本校教育活動の一環として全校生徒の協力のもとに、明朗な生徒会活動を実践する。

ここに生徒会の活発にして円滑な運営のために会則を定める。

第 1 章

- 第1条 本会は、愛知県立知立東高等学校生徒会と称する。
第2条 本会は、愛知県立知立東高等学校生徒をもって会員とする。

- 第3条 本会は、本校における生活の充実向上につとめ、ホームルーム間の生徒の活動の連絡調整をはかり学校行事に協力することを目的とする。
- 第4条 生徒会の活動は、前期（4月から9月まで）と後期（10月から翌年3月まで）の二期にわたる。財政は一年一期とする。

第2章 生徒会役員

- 第5条 本会は、会長1名、副会長1名、会計2名、書記2名をおき、役員とする。
- 第6条 役員は合議の上、定期的に役員会を開く。
- 第7条 会長は生徒会を代表し、役員会の長として、生徒会活動の運営にあたる。
- 第8条 副会長は会長を補佐し、会長不在または職務不能の場合はこれを代行する。
- 第9条 会計は本会の財務を司る。
- 第10条 生徒会書記は生徒会活動に関する記録の作成と保管にあたり、会員への広報連絡にあたる。
- 第11条 生徒会役員の選出については、本会選挙管理規則の定めるところに従う。
- 第12条 全会員の二分の一以上の役員不信任署名または役員からの辞任願が議長に提出され、議員の三分の二以上が賛成し、会員全員の投票により三分の二以上の賛成があった場合、役員はただちに辞任しなければならない。議会は選挙管理規則にもとづき、7日以内に後任の役員を選出する。

第3章 議 会

- 第13条 議会は生徒会の議決機関であり、生徒会役員と各ホームルームを代表する室長と副室長によって構成される。
- 第14条 議員はホームルームの意見を代表すると共に、全会員の立場に立って活動しなければならない。
- 第15条 議員の任期は半年とし、再選を妨げない。
- 第16条 議会には、議長1名、副議長1名、議会書記2名をおき、議会役員と称する。
- 第17条 任期中の第1回議会において、議会は議会役員を選出しなければならない。
- 第18条 生徒会役員の選出については、本会選挙管理規則の定めるところに従う。
- 第19条 生徒会役員、議員、各種委員会は、互いにその職を兼ねてはならない。
- 第20条 議会は、次の12の専門委員会をもつ。
書記、会計、保健、体育、美化、図書、生活、学習、福祉、放送（1年）、修学旅行（2年）、
アルバム（3年）
- 第21条 議会は議長が召集し、総議員数の三分の二の出席によって開会し出席議員数の過半数の賛成によって議事を可決する。
- 第22条 定例議会は、毎月第2および第4月曜日に開く。但し学校行事に支障がある場合および議題のない時は、開かないものとする。
- 第23条 特に緊急止むを得ない場合は、曜日にかかわらず臨時議会を開くことができる。
- 第24条 会員は議会を傍聴することができる。傍聴者は発言および採決に参加することは許されない。
- 第25条 議会の運営に関しては、別に細則を設ける。

第4章 財 政

- 第26条 本会の財政は全会員の均等に負担する会費によって運営される。
- 第27条 予算の編成は前年度末におこない、決算報告は翌年度のはじめにおこなう。

第5章 顧 問

- 第28条 本会の顧問は生徒会活動の担当職員とする。
- 第29条 本会のすべての活動は、顧問の指導助言のもとにおこなわれる。

第6章 最終決定権

- 第30条 本会の最終決定は校長がおこなう。
- 第31条 本会則の修正は書式により議会に提出され、総議員の三分の二以上の承認を経て、全会員の三分の二以上の賛成によって承認されたのち、校長の許可を得て修正施行される。

- 補則1 本会則は昭和63年4月1日より施行する。
- 補則2 本会則は平成3年4月1日より改正施行する。
- 補則3 本会則は平成17年4月1日より改正施行する。
- 補則4 本会則は平成25年2月1日より改正施行する。
- 補則5 本会則は令和4年4月1日より改正施行する。

生徒議会運営細則

- 第1章 議 会
- 第1条 議員の三分の二をもって定数とする。
- 第2条 下校時刻になつても審議が終了しない場合、議長の発議により出席議員の過半数の賛成と顧問の許可を得て、時間を延長することができる。延長は30分を越えてはならない。
- 第3条 特に緊急止むを得ない場合は、臨時議会を開くことができる。会長または四分の一以上の議員の連署によって臨時議会開催の要請があつた場合、議長は議会役員会を開き、同役員会が適当とめた場合、議長は5日以内に臨時議会を召集しなければならない。

第4条 議事を提出することができる者は、生徒会長、議会の委員会および議員である。
第5条 各委員会発議の議案は、事前に当該委員会の審議を経たものでなければならない。
第6条 議員の発議は、議員3名連署の草案文書をもって議長に提出しなければならない。
第7条 議案はすべて議会開催日より2日前までに議長に提出しなければならない。
第8条 議長は議会開催日の前日までに、全生徒に議題を提示しなければならない。
第9条 議会において議題となつた議案を修正または撤回するには、議会の承諾を要する。
第10条 議会で否決された議案は、30日以内には再審議することができない。

第2章 議会役員

第11条 議長は議会を召集し、議会の秩序を保持し、議事録を監査し、議会を代表する。
第12条 議会において議長が欠けたときは、副議長がこれを代行する。
第13条 議会において議長、副議長ともに欠けた場合、仮議長を設け、議長の職務を代行させる。
第14条 議会書記は議事録を作成し、いつも公開できるよう保管しなければならない。
第15条 議会役員はその不信任案に関し、総議員の三分の二以上の賛成によって解任される。

第3章 議員

第16条 病気等やむを得ない事情があるとき、議員はホームルームおよび担任の承認を得て代理の議員を出すことができる。
第17条 代理議員は議会開会以前に、議長に申し出て承認を得なければならない。
第18条 議員は会議中、みだりに席を離れてはならない。また、席を離れたり、退場するときは、理由を述べ議長の承認を得なければならない。
第19条 やむを得ない理由で退場する際は、議長の承諾を得たのち、委任状を提出することができる。
委任状の用紙は議会書記からうけとる。

第4章 議事の進行

第20条 議長は、出席議員の数を議会に報告したのち、開会を宣する。
第21条 議長は、議案提出者に提案理由を提出させ、質疑応答、討論、採決の順序で、議事を進行させる。
第22条 発言者はすべて議長の許可を得て発言しなければならない。
第23条 議長が採決するときは、議決する提案と採決方法を明示し、議員承諾を得なければならない。
第24条 議長を除く出席者は、採決に参加することができる。但し、委任状は票に数えない。
第25条 賛否同数の場合、議長はこれを決定することができる。
第26条 採決に不審な点がある場合、議員は議長に対して、採決数の再確認をすることができる。
第27条 議案に対する修正案は文書により、議長に提出されなければならない。
第28条 採決は、修正案、原案の順になされる。
第29条 動議は、閉会動議、休憩動議、議事進行に関する動議の3種とし動議間の優先順位は以下の順序とする。
第30条 閉会動議は開会後30分間は出すことはできない。
第31条 修正案および動議は2名以上の支持者があれば採決される。
第32条 予定された議案以外に緊急な議案がある場合、議長はすべての審議終了後議会にはかり、三分の二以上の賛成があればただちに議会役員会を開き、その承認を経て議題としてとり上げることができる。ただし、緊急議案は開会前に文書により、議長に提出されたものでなければならない。
第33条 時間に内審議未了の議案については、議会および顧問の許可を得て廃案または継続審議することができます。
第34条 質疑応答と討論の際は、議題の提出者およびそれまで発言しなかった者は、同一議題ですでに発言した者よりも優先して発言できる。
第35条 議長が討論の終結を宣言したあとは、議員は関連発言することができない。
第36条 議会は同時に2つ以上の問題を討論することはできない。
第37条 議員、傍聴者が騒ぎ、あるいは議事の妨害をするときには、議長はこれを退場させなければならない。

第5章 委員会

第38条 議会は、次の場合解散しなければならない。
イ 議員の任期が満了した場合。
ロ 生徒会長が解散の要請をし、総議員の三分の二以上が賛成した場合。
ハ 会員の二分の一以上の署名による解散請求が、議長に提出された場合。
第39条 解散の要請または請求があつた場合、議長はすみやかに臨時議会を開かなければならない。
第40条 議会が解散された場合、各ホームルームは2週間以内に議員を選出しなければならない。

第6章 修正

第41条 この細則に関する修正は生徒会会則の修正に準ずる。

補則1 本則は生徒会会則第30条に従つたものであり、生徒会会則の下に位する。
補則2 本則は昭和63年4月1日より施行する。
補則3 本則は平成3年4月1日より改正施行する。
補則4 本則は平成17年4月1日より改正施行する。

補則5 本則は平成25年2月1日より改正施行する。

生徒会選挙管理規則

第1章 目的

第1条 この規則は、愛知県立知立東高等学校生徒会会則（以下会則と呼ぶ）にもとづき、本校生徒会役員および議會議員の選挙に関する細目を定めることを目的とする。

第2章 役員選挙

第2条 三年生（後期）に対して、会長および議長に関する被選挙権を設定しない。

第3条 候補者が役員の定員と同じ数である役職については信任投票をおこなう。

第4条 議員は、すべて投票することができる。

第5条 選挙は得票数の多い者を当選とし、信任投票は、すべて有効投票の過半数の賛成によって、信任を得たものとする。

第6条 生徒会役員の全校信任投票は、次の順序でおこなう。

- 1 選挙管理委員会は、生徒会役員の氏名を会員に公示する。
- 2 立会演説会および投票をおこなう。
- 3 投票は無記名一人一票とする。
- 4 投票は各ホームルームでおこない、一括して集め、開票の時まで選挙管理委員会が保管する。
- 5 開票事務は投票当日におこなう。
- 6 開票結果は3日以内に全会員に公表する。

第7条 全校信任投票の結果、選出された生徒会役員はただちにその職につく。

第8条 生徒会役員または議會議員に不信任者あるいは欠員ができた場合議会は当該役員を互選により決定する。

第3章 選挙管理委員会

第9条 選挙管理委員は各ホームルームより一名ずつ選出する。

第10条 選挙管理委員会は互選により委員長、副委員長、各一名を定める。

第11条 選挙管理委員会は、生徒会の全校投票に関する一切の事務を公正かつ適切におこなわなければならぬ。

第12条 選挙管理委員会の職務は次のとおりである。

- 1 選挙日程および投票方法の説明
- 2 投票の公示
- 3 投票用紙の準備、投票方法の説明
- 4 開票事務および結果の公表
- 5 その他投票に関する必要事項

第4章 修正

第13条 この規則に関する修正は、会則の修正に準ずる。

補則1 この規則は、生徒会会則第11条および第18条にもとづいて定められたもので、同会則の下に位する。

補則2 この規則は、昭和63年4月1日より施行する。

補則3 この規則は、平成17年4月1日より改正・施行する。

補則4 この規則は、平成25年2月1日より改正・施行する。

暴風（暴風雪）警報発表時の登下校について

- 1 登校する以前に、名古屋地方気象台より西三河南部のいざれかの市町村（知立市・刈谷市・碧南市高浜市・安城市・西尾市・岡崎市）（以下西三河南部）に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 午前6時40分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 午前6時40分以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間後を始業とする。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。
 - (4) 上の(1), (2)の場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてもよい。
 - (5) 西三河南部以外に居住している生徒については、西三河南部が解除された場合でも、自分の居住地及び通学経路地域に暴風警報が発表されている場合は、当該生徒のみ上記(1), (2), (3)に従って対応する。
- 2 登校後に、名古屋地方気象台より西三河南部に暴風警報が発表された場合
 - (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から、生徒を安全に帰宅させうると判断した場合は、授業を中止して速やかに下校させる。
 - (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。
- 3 登校後に、名古屋地方気象台より生徒の居住地及び通学経路地域（西三河南部以外）に暴風警報が発表された場合
 - (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から、生徒を安全に帰宅させうると判断した場合は、授業中で

あるなしにかかわらず当該生徒のみ速やかに下校させる。

- (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

特別警報発表時の登下校について

特別警報の発表基準

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「大雪」等の特別警報が発表される。
「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。
特別警報発表時の対応の原則は、ただちに命を守る行動をとる。

- 1 登校する以前に、名古屋地方気象台より西三河南部に特別警報が発表されている場合
 - (1) 登校しない。
 - (2) 特別警報解除後は、学校から再開の連絡があるまで登校しない。（本校のホームページ、きずなネット等で連絡する。）
 - (3) 西三河南部に発表されていない場合でも、自分の居住地及び通学経路地域に発表されている場合は、当該生徒のみ上記(1), (2)に従う。
 - (4) 登校が再開されても、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校に及ばない。
- 2 登校後に、名古屋地方気象台より西三河南部に特別警報が発表された場合
 - (1) 即刻、授業を中止し、生徒の安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - (2) 生徒を留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させると判断できるまでは下校させない。
- 3 登校後に、名古屋地方気象台より生徒の居住地及び通学経路地域（西三河南部以外）に特別警報が発表された場合
 - (1) 気象・交通機関・通学路の状況から、速やかに帰宅させると判断した場合は、授業中であるなしにかかわらず当該生徒のみ下校させる。
 - (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

「学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において警戒レベル4以上」発令時の対応について

- 1 登校する以前に、学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において警戒レベル4以上の警報が発表されている場合
 - (1) 登校しない。
 - (2) 警報解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況に関する情報収集に努め安全に登校できると判断するまで登校しない。
- 2 登校後に、学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において警戒レベル4以上の警報が発表された場合
 - (1) 即刻、授業を中止し、災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内待機、校外の避難場所への避難場所への移動、保護者の引き渡し等）を迅速に行う。
 - (2) 生徒を校内に待機させた場合は、警報の解除後も災害の状況に情報等に努め、生徒を安全に下校できるまでは下校させない。

「南海トラフ地震に関する情報」発令時の対応について

- 1 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合その後の情報の発表に注意し、通常どおり登下校をする。
- 2 学校への連絡について
南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、NTT災害用伝言ダイヤルを使用する。

* NTT災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音 …安否、被害状況を連絡する。

1 7 1 → 1 → (* * * *) * * - * * * * → 録音
ガイダンスガイダンス自宅の電話番号ガイダンス
↓
注) 学校の電話番号をダイヤルしないこと。

再生 …学校からの連絡を聞く。

1 7 1 → 2 → (0 5 6 6) 8 2 - 0 5 6 8 → 再生
ガイダンスガイダンス学校の電話番号ガイダンス

登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について

○地震の揺れを感じたら

- ① 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- ② バッグなどで頭を守る。
 - ・屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
 - ・自転車に乗っていたらすぐに降りる。
 - ・橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
 - ・バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。
 - 座っている時は、手すりや座席にしつかりつかまる。
 - 立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれない時はしゃがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

○地震の揺れがおさまったら

- ・崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- ・徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。
- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

保健室の利用について

保健室は皆が使う場所なので、一人一人がマナーを守ってください。また、来室の際は、授業中については教科担任に、放課についてはクラスメイトに、保健室に行くことを伝えてから来室してください。

○けがをしたとき

応急処置を受けられます。ただし、家でのけが、継続的なけがについては家で手当をしてください。

【日本スポーツ振興センターの制度】(A I Uの保険とは別のものです)

学校生活の中（登下校を含む）で起こった負傷について、医療機関にかかり5,000円以上（健康保険による自己負担額1,500円以上）を支払った場合は、災害給付を受けられます。保健室まで申し出てください。

○体調が悪いとき

休養は原則1時間程度です。内服薬の投与はしません。持病などがあつて薬の必要な場合は、各自で持参してください。

○相談したいとき

からだについて心配があるときや思い悩むことがあるときは、遠慮なく保健室へ相談に来てください。

○その他

身長、体重、体脂肪や血圧の測定、視力の検査などができます。測定したい場合は、許可を得てください。自分のからだの様子を知り、健康意識を高めましょう。

○定期健康診断を受けるにあたって

- ・大切な検診を行うので、体調を整え欠席しないようにしましょう。
- ・当日は先生の指示に従い、静かに検診を受けましょう。
- ・健康診断の結果、病院受診の必要がある場合は、保護者あてに通知します。指示を受けたら、必ず専門医で検査や治療をして、その結果を保健室に提出してください。

相談室の利用について

皆さん気が軽く相談できるよう、相談室があります。下記の時間は相談係の先生が待機しています。相談係以外の先生に相談することもできます。

友人とのトラブル、勉強面など様々な悩みがあると思います。悩みが大きくなってしまう前に誰かに話してみませんか。

相談室開放時間　※木曜日の授業後は閉室

	昼放課	授業後
月曜日から金曜日	12時45分から13時15分	S T後から17時00分まで

○電話相談できるところもあります

学校や身近な人には相談しづらい悩みもあると思います。そんなときは、電話相談窓口があります。ひとりで抱え込まずに相談してみましょう。

子どもSOSホットライン	0120-0-78310(24時間対応)
教育相談「こころの電話」	052-261-9671（毎日10時から22時）

○生徒心得改定の手順について

(1) 学校側から校則を改定する場合

- ア 生徒指導部会にて校則改定案を検討する。
- イ 生徒会執行部へと提案し、生徒会執行部は生徒議会を通じて生徒の意見を集約する。
- ウ 生徒会執行部は集約した意見を学校側に伝える。
- エ 生徒指導部会で改訂案をまとめる。運営員会・職員会をへて改定案を決議する。
- オ 決議された改定案をPTA役員会・学校評議員会に諮り、保護者や地域の意見・同意を求める。
- カ 才にて同意を得られた場合は校則を改定する。同意を得られなければ差し戻し再び審議する。

(2) 生徒側から校則を改定する場合

- ア 生徒は生徒議会等を通じて校則の改定について提案をすることができる。または生徒会執行部は校則について議論し学校側に提案することができる。その際は生徒議会を開催し生徒の意見を集約する。
- イ 生徒会執行部は改定案を生徒指導部に提案する。
- ウ 生徒指導部会で議論・審議を行う。
- エ 生徒指導部会で改訂案をまとめる。運営員会・職員会をへて改定案を決議する。
- オ 決議された改定案をPTA役員会・学校評議員会に諮り、保護者や地域の意見・同意を求める。
- カ 才にて同意を得られた場合は校則を改定する。改定をすることができないかった場合は、その理由を生徒に周知をする。

○校則の検討・改正の経緯

- | | |
|-------|---|
| 令和3年度 | 職員で総則全般について検討。 |
| | 校則の一部について生徒アンケートを実施。校則を変更。 |
| 令和4年度 | 11月 生徒会を中心に生徒からの意見を集約。学校側へ提示。
PTA役員会にて保護者からの意見を集約。 |
| | 12月 生徒・保護者の意見を踏まえ職員で検討。決定。
学校ホームページに掲載。 |
| | 2月 校則の一部について追加で一部変更。
学校評議員会にて校則の変更について地域の方へ報告。 |
| 令和5年度 | 2月 生徒会執行部より提案を受けて一部変更。 |